

物品供給契約書

水巻町が物品の供給を受けるにあたり、水巻町を甲（以下「甲」という。）物品供給人を乙（以下「乙」という。）とし、次のとおり物品供給契約を締結する。

1 品名または名称 _____

2 納入場所 水巻町

3 履行期間 自 _____ 年 月 日
至 _____ 年 月 日

4 契約金額 ¥ _____
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

5 内 容 別紙のとおり

6 契約保証金 免 除

この契約を証するため本書二通を作成し、双方記名押印のうえ各自一通を所持する。

年 月 日

甲 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
水巻町長 美浦 喜明 (印)

乙 住 所 _____
名 称 _____
氏 名 _____ (印)

[水巻町物品供給契約条項]

(総 則)

第1条 乙は、頭書の定めるところにより、この契約を誠実に履行しなければならない。

(物件の納入および検査)

第2条 乙は、頭書物品を契約に定める期限までに、定められた場所に持参して甲に引き渡し、甲は、その日から10日以内に検査するものとする。

2 前項の検査において、甲が必要と認めるときは納入物品の一部を分解し、または分析することができる。この場合において、分解または分析に要した費用および分解または分析の結果生じた物品のき損、減量等による損害は、すべて乙の負担とする。

3 甲が必要と認めたときは、物品の製作中に検査人を常時または随時に派遣して検査をさせ、または指示をさせることができる。

(物品の受渡しと所有権の移転)

第3条 物品の受渡しは、甲の検査終了と同時に完了する。

2 物品の所有権は、物品の受渡しがあった時に乙から甲に移転する。

3 甲は、物品の納入後受渡し完了まで納入物品について善良な管理を行うものとする。

4 物品の納入後受渡し完了までの間における甲の責に帰さない事由による物品のき損等は、乙の負担とする。

(完納前の使用)

第4条 甲は、完納前においても、既納の検査済合格品については、使用することができる。

(代金の支払)

第5条 甲は、物品の受渡し後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 乙は、この契約に関する権利義務を甲の承諾なく他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

(違約金)

第7条 乙が期限内に契約を履行しないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

2 前項の違約金は、支払代金から控除する。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。この場合において契約保証金は、甲に帰属するものとし、乙に損害を与えも、甲はその損害の責を負わない。

(1) 期限内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 契約の履行に際し、不正な行為があったとき、または町職員に従わず、またはその執行を妨害したとき。

(3) この契約に定める条項に違反したとき。

(4) 契約者としての資格を欠いたとき。

(5) 水巻町財務規則に違反したとき。

(6) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第9条 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、検査の結果頭書の仕様等契約に定めた事項に適合しないと認めるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲の指定する期限内に物品を取り替え、または修理その他の補足をしなければならない。ただし甲においてその不適合が乙の責に帰することができないものであると認めるときは、この限りでない。

2 甲は、検査の結果、納入物品の一部にきず等がある場合において、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減額して採用することができる。この場合において、乙は、これに対して異議を申し立てることはできないものとする。

3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求および代金減額請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この契約に関し、定めのない事項およびこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。